

まちづくり委員会要求資料

令和6年3月  
建設局

1 地域交流施設の設置に係る協定書のひな形について

※本協定書は、サポート団体が地域交流施設（交流施設及び便益施設）を設置し、交流施設については、公園運営委員会が管理運営する協定書のひな形（参考例）である。

（参考例）

## 地域交流施設設置協定書（〇〇公園）

京都市（以下「甲」という。）、【〇〇公園運営委員会】（以下「乙」という。）及び【サポート団体名】（以下「丙」という。）は、京都市〇〇公園（以下「〇〇公園」という。）における地域交流施設の設置・管理・運営に当たり必要な事項を定めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、(仮称) Park-UP 事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び(仮称)京都市公園施設設置要綱（以下「設置要綱」という。）に基づき、〇〇公園及び同公園において丙により設置される地域交流施設の設置・管理・運営（以下「運営等」という。）について、甲、乙及び丙が相互に協力すべき事項、その他運営等の円滑な実施に必要な事項を明らかにし、地域交流施設の安定運営については〇〇公園の魅力向上に寄与することを目的とする。

2 運営等は、甲、乙及び丙それぞれが信義に則り誠実に取り組むものとする。

3 運営等の実施については、都市公園法（以下「法」という。）、都市公園法施行令、都市公園法施行規則、京都市都市公園条例、京都市都市公園条例施行規則及びこれらの規定に基づく処分定めるもののほか、この協定の定めるところによる。

（定義）

第2条 本協定における用語の意義は、実施要綱及び設置要綱に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 地域交流施設 設置要綱第2条に規定する機能を備え、〇〇公園の持続的な利用を促進し、地域住民の交流拠点となることに資すると認められる交流施設及び便益施設の総称をいう。

(2) 便益施設 法第2条第2項第7号に規定する公園施設であって、丙が整備及び運営する飲食店及び売店等をいう。

(3) 交流施設 法第2条第2項第3号に規定する休養施設であって、丙が整備し、乙が管理運営する公園利用者のための交流スペース、イベントスペース及び物品等の保管スペースとしての機能を備える施設をいう。

（対象公園）

第3条 本協定の対象となる公園は次のとおりとする。ただし、建設局所管の範囲に限る。

公園名	種別	所在地	公園面積
〇〇公園	〇〇公園	〇〇区〇〇町	〇〇〇〇m <sup>2</sup>

（事業期間）

第4条 事業期間は、法第5条の規定に基づく公園施設の設置許可（以下「設置許可」とい

う。)の日から20年間とし、その事業期間には、地域交流施設の整備期間及び原状回復期間を含むものとする。また、設置許可の期間は、設置許可日から2000年〇月〇日までとし、その後は3年を上限として更新することができるものとする。

(実施計画書)

第5条 運営等の実施に関する実施計画書は、別紙1に掲げるとおりとする。

2 乙及び丙は、地域交流施設の機能を損なわない範囲内において、甲から施設の変更の許可を得たうえで、実施計画書を変更することができる。

(交流施設の充実等)

第6条 乙は、交流施設の運営に当たり、公園及び周辺地域の魅力向上並びに地域の新たな価値の創出、課題解決につながることを目指し、継続して創意工夫を行うものとする。

2 乙は、交流施設が公園施設であることを十分に理解したうえで、適切な運営を行うものとする。

(公園土地の使用)

第7条 甲、乙及び丙の管理運営区分は別紙2に図示するとおりとする。

(公園運営の役割分担)

第8条 運営等の実施に当たり、甲、乙及び丙の主な役割の分担は次の表のとおりとする。

甲、乙及び丙は、(仮称) Park-UP 事業の趣旨に鑑み、連携のうえ公園の管理運営に取り組むものとする。

甲	・公園管理者としての維持管理
乙	・交流施設の管理運営 ・公園の管理運営 (都市公園における公園愛護協力会取扱基準に規定する役割を含む。)
丙	・便益施設の管理運営 ・〇〇公園運営委員会と連携した公園の管理運営 ・公園運営のための資金の提供

(運営支援金と改定時期)

第9条 丙は、事業期間においては乙の公園運営を支援するため、〇〇〇円を、乙に寄付金として支払う。

(運営支援金の納入)

第10条 運営支援金の納入は年度ごととする。丙は各年度の初めの月の〇日までに乙の指定金融機関に納入するものとする。

(交流施設の名称)

第11条 乙が、交流施設の名称を決定する際は、事前に甲と協議しなければならない。また、変更する際も同様とする。

(利用者の安全面への配慮)

第12条 交流施設の運営に当たっては、幅広い層の利用者が想定されることから、乙は人身事故や利用者間のトラブルが発生しないよう、利用者の安全面に十分に配慮するとともに、必要な保険に加入するものとする。また、緊急時の対応マニュアルを整備するなど、万一の事故等に備えるものとする。

(防災対策への配慮)

第13条 乙及び丙は、大規模災害等に備え、食料、飲料水等の備蓄に努めるものとする。  
2 大規模災害等が発生した場合において、周辺地域の住民を一時的に収容するスペースを提供するよう努めるものとする。  
3 前各項に掲げるもののほか、乙及び丙は防災対策への協力に努めるものとし、甲は乙及び丙に対し、防災に関連する情報の提供に努めなければならない。

(工事中の対応)

第14条 丙は、地域交流施設の整備期間中、丙の責任と費用負担において、当該整備に係る騒音、悪臭、光害、粉塵、交通渋滞その他近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣に対する工事対応を実施するものとする。この場合において、丙は甲及び乙に対して、事前又は事後にその内容を報告するものとする。

(私権の制限)

第15条 乙及び丙は、本協定に基づく地位及び許可等の権利について、第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保に供することはできない。

(暴力団員等及び暴力団密接関係者でないことの確約)

第16条 乙及び丙は、次の各号に定める事項を確約する。  
(1) 代表者、役員又は業務を執行する職員が、京都市暴力団排除条例第2条第4項に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。  
(2) 暴力団員等及び暴力団密接関係者に自己の名義を利用させ、本協定を締結するものではないこと。

(甲乙丙の合意による協定の解除)

第17条 乙は、運営体制の状況など乙の責めに帰すべき事由により、運営等の実施の継続が困難と判断される場合、本協定を解除しようとする日の○箇月前までに、甲及び丙に対して書面により解除の申請を行ったうえで、甲及び丙と十分な協議を行い、退去日程、原状回復日程等の詳細を決定したうえで本協定を解除することができる。  
2 丙は、経営状況など丙の責めに帰すべき事由により、運営等の実施の継続が困難と判断

される場合、本協定を解除しようとする日の〇箇月前までに、甲及び乙に対して書面により解除の申請を行ったうえで、甲及び乙と十分な協議を行い、退去日程、原状回復日程等の詳細を決定したうえで本協定を解除することができる。

#### (協定の失効及び解除)

第18条 本協定締結後に次の事由が生じた場合は、本協定は終了するものとする。

- (1) 天災地変等の不可抗力その他丙の責めに帰さない事由で運営等の遂行ができなくなったとき。
  - (2) 甲が法第27条第1項の規定により地域交流施設に係る公園施設設置許可を取り消したとき。
  - (3) 乙及び丙の責めに帰すべき事由により公園施設設置許可に係る継続許可ができなかったとき。
- 2 前項第1号の規定により協定が終了したときは、甲、乙及び丙とも協定の終了による損害賠償請求権は発生しないものとする。
- 3 甲は、乙又は丙が次のいずれかに該当したときは、何らの催告も要せずして、直ちに本協定を解除することができる。
- (1) 解散又は破産、民事再生、会社更生、仮差押、差押の申立により、協定上の義務履行ができないことが明らかとなるとき。
  - (2) 第16条の確約に反する事実が判明したとき。
  - (3) 協定締結後に自ら又は役員が暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当したとき。
  - (4) 地域交流施設を暴力団員による不当な行員の防止等に関する法律第2条第2号に規定する事務所、公の秩序又は善良の風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供したとき。
  - (5) 地域交流施設又はその周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせたとき。
  - (6) 地域交流施設を暴力団員等及び暴力団密接関係者に占有させたとき。

#### (原状回復)

第19条 第4条に規定する事業期間の終了時又は第17条及び第18条の規定に基づき本協定の解除等を行った場合に伴う原状回復の内容については、丙が交流施設及び便益施設を撤去し、その他は甲、乙及び丙が協議して決定する。

#### (秘密保持)

第20条 甲、乙及び丙は互いに(仮称)Park-UP事業を通じて知り得た相手方の秘密をそれぞれの組織外に開示し、又は運営等の実施以外の目的に使用してはならない。ただし、次に該当する情報は、秘密として取り扱わないものとする。

- (1) 開示者から提供される前又は知得する前から既に被開示者が保有していたもの。
- (2) 開示者から提供された際又は知得した際に既に公知であるもの。
- (3) 開示者から提供された後又は知得した後に被開示者の責によらないで公知となったもの。

- (4) 開示者から提供された後又は知得した後に正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられずに取得したもの。
- 2 前項の規定にかかわらず、裁判所の命令及び法令の規定に基づき開示するもの並びに甲が情報公開の対象として請求されたときに必要最小限の範囲で開示するものについては、この協定の秘密保持義務の対象から除外するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、乙及び丙は、乙の同意を得て、運営等の遂行に必要な範囲内で乙及び丙の関連法人に秘密を開示することができるものとする。この場合において乙及び丙は、開示先から開示情報が漏出しないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、乙及び丙の営業上の秘密の保護に十分に配慮し、また、乙及び丙は、(仮称) Park-UP 事業の公共性から必要な情報公開を求められることがあることを十分理解し、運用するものとする。

(その他)

第21条 この協定の解釈に疑義が生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議のうえ、その都度定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町  
488番地  
京都市

京都市長 ○○ ○○

乙 (○○公園運営委員会)

丙 (サポート団体)



## 地域交流施設計画概要

乙及び丙は、以下のとおり、地域交流施設を整備し、運営することとする。

(設置目的)

(利用計画)

(基本計画)

地域交流施設（交流施設及び便益施設）は丙が設置する。

①交流施設は乙が管理運営を担う。

②便益施設は丙が管理運営を担う。

(施設概要)

①交流施設

- ・構造、面積 :
- ・使用用途 :
- ・所有者 :
- ・運営者 :

②便益施設

- ・構造、面積 : 鉄骨造、〇〇〇.〇〇m<sup>2</sup>
- ・営業時間 :
- ・使用用途 :
- ・所有者 :
- ・運営者 :

(添付書類)

- ・配置図
- ・平面図
- ・立面図
- ・資金計画書（設置、管理、撤去費用を示すもの）

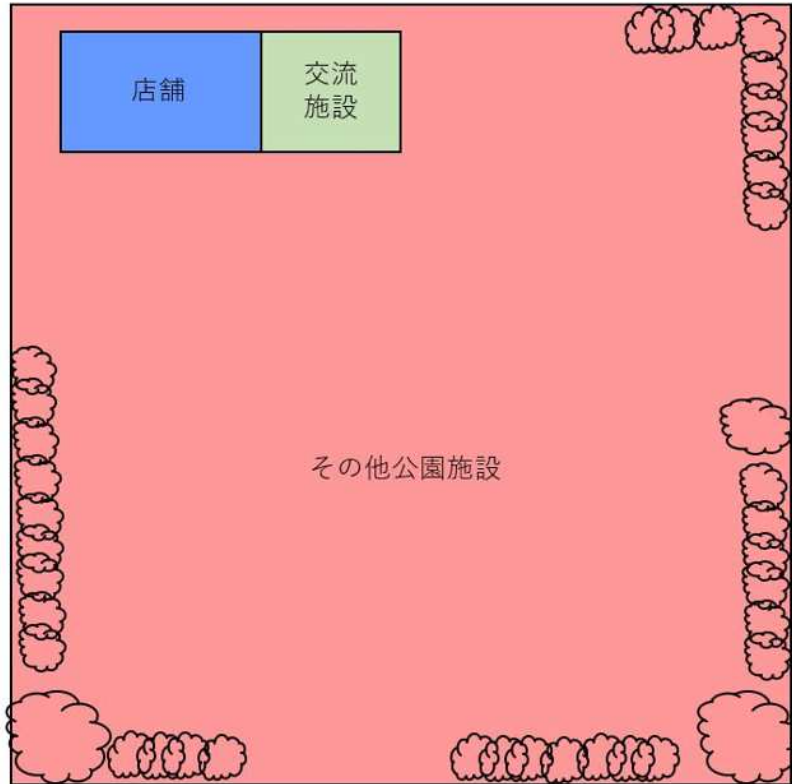


(着工前写真)

全体写真 (北→南)	全体写真 (南→北)
全体写真 (東→西)	全体写真 (西→東)
トイレ	藤棚
〇〇	〇〇




\*その他、第19条(原状回復)の実施に当たり、必要な写真を掲載する。

## 〇〇公園 管理運営区分



〇〇公園 平面図

### 【管理運営区分】

-  : 甲（公園管理者）  
乙（（仮称）Park-UP 事業実施要綱第9条第5項に基づく美化及び保全活動）
-  : 乙（交流施設）
-  : 丙（便益施設）

\*管理運営区分によらず、（仮称）Park-UP 事業実施要綱第1条に規定する目的に資するものとして、〇〇公園の美化及び保全活動に取り組むよう努めるものとする。